

2014年6月17日

各 位

薬剤部／薬品情報室（D I 室）

D I ・ BOX # 0 7 5 9

自動車運転等の注意に関する記載について

医薬品を使用することにより、自動車の運転、機械の操作、高所作業等危険を伴う作業（以下、自動車運転等）に従事している最中に、**意識レベルの低下、意識消失、失神、突発性睡眠等**の副作用が発現し事故が発生した場合は、第三者に対しても危害を及ぼす可能性があります。そのため、添付文書に自動車運転等の禁止等の記載がある医薬品を処方または調剤する際は、**医師または薬剤師からの患者に対する注意喚起の説明を徹底**させることとされています。

今回、薬剤部では患者に対する注意喚起のために、**添付文書に自動車運転等に関する注意等の記載がされている医薬品に関して、注意の程度に応じて薬袋に下記のようにコメントを記載すること**にしました。

対象となる当院採用医薬品については、別紙を参照し、患者への説明をよろしくお願ひします。

添付文書記載内容例	薬袋記載コメント
自動車の運転等危険を伴う機械の操作に 従事させないよう注意 すること。	自動車の運転など危険を伴う機械の操作等を 避けてください 。
自動車の運転等危険を伴う機械操作をする際は注意させること。	自動車の運転など危険を伴う機械の操作等をする際は 注意してください 。
慎重投与の項に記載のある医薬品（インスリン製剤）	低血糖を起こすと事故につながる恐れがあるため、自動車の運転等は 注意してください 。

*詳細・不明な点につきましては医薬品情報室（3194）までお問い合わせください。

*「DI・BOX」は電子カルテ（EGMAIN）の掲示板およびイントラネットで参照・検索できます。